

下田市過疎地域持続的発展計画

令和3年度 ～ 令和7年度

静岡県下田市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 下田市の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	2
ウ 社会経済的発展の方向と概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	5
ア 行政の状況	5
イ 財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
ア 基本的な方針	9
イ 地域づくりの重点方針	9
(5) 地域の持続発展のための基本目標	10
ア 人口に関する目標	10
イ 財政力に関する目標	10
ウ その他目標	10
(6) 計画達成状況の評価	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
ア 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合	11
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現状と問題点	12
ア 移住・定住・地域間交流の促進	12
イ 人材育成	12
(2) その対策	12
ア 移住・定住・地域間交流の促進	12
イ 人材育成	13
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13
3 産業の振興	14
(1) 現状と問題点	14
ア 農業	14
イ 林業	14

ウ	水産業	14
エ	商工業	15
オ	観光業	15
カ	地場産業の振興	16
キ	企業の誘致	16
ク	起業の促進	16
(2)	その対策	17
ア	農業	17
イ	林業	17
ウ	水産業	18
エ	商工業	18
オ	観光業	19
カ	地場産業の振興	19
キ	企業の誘致	19
ク	起業の促進	20
(3)	計画	20
(4)	産業振興促進事項	21
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	21
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	21
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	21
4	地域における情報化	22
(1)	現状と問題点	22
ア	電気通信施設等情報化のための施設	22
イ	住民の情報活用	22
(2)	その対策	22
ア	電気通信施設等情報化のための施設	22
イ	住民の情報活用	23
(3)	計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	23
5	交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1)	現状と問題点	24
ア	幹線道路	24
イ	市道	24
ウ	農林道	24
エ	海上交通ネットワーク、港湾	25
オ	公共交通	25
(2)	その対策	25
ア	幹線道路	25
イ	市道	26

ウ	農林道	26
エ	海上交通ネットワーク、港湾	26
オ	公共交通	26
(3)	計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
6	生活環境の整備	29
(1)	現状と問題点	29
ア	水道施設	29
イ	下水処理施設	29
ウ	廃棄物処理施設	29
エ	消防・救急施設	30
オ	防災・防犯施設等	30
カ	公営住宅	31
キ	水道水源保護	31
(2)	その対策	31
ア	水道施設	31
イ	下水処理施設	31
ウ	廃棄物処理施設	31
エ	消防・救急施設	31
オ	防災・防犯施設等	32
カ	公営住宅	32
キ	水道水源保護	32
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
(1)	現状と問題点	35
ア	次世代育成支援	35
イ	高齢者の介護・保健及び福祉	35
ウ	障害のある人の支援	36
エ	福祉活動の支援	36
(2)	その対策	36
ア	次世代育成支援	36
イ	高齢者の介護・保健福祉	37
ウ	障害のある人の支援	37
エ	福祉活動の支援	37
(3)	計画	38
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	38
8	医療の確保	40
(1)	現状と問題点	40

ア	診療施設	40
イ	新型コロナウイルス感染症対策	40
(2)	その対策	40
ア	診療施設	40
イ	新型コロナウイルス感染症対策	41
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	41
9	教育の振興	42
(1)	現状と問題点	42
ア	学校教育関連施設	42
イ	集会施設、体育施設等	42
(2)	その対策	43
ア	学校教育関連施設	43
イ	集会施設、体育施設等	43
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	44
10	集落の整備	46
(1)	現状と問題点	46
ア	コミュニティ及び交流活動施設	46
(2)	その対策	46
ア	コミュニティ及び交流活動施設	46
(3)	計画	47
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	47
(1)	現状と問題点	48
ア	地域文化振興施設	48
イ	歴史伝承事業	48
(2)	その対策	48
ア	地域文化振興施設	48
イ	歴史伝承事業	49
(3)	計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	49
12	再生可能エネルギーの利用の推進	50
(1)	現状と問題点	50
ア	再生可能エネルギーの活用検討	50
(2)	その対策	50
ア	再生可能エネルギーの活用検討	50
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	51
	事業計画（令和3年度～令和7年度）	52

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	52
--------------------------	----

1 基本的な事項

(1) 下田市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

自然的条件の概要

本市は、静岡県 of 東南部、伊豆半島南部東側に位置し、市域は東西 13 k m、南北 16 k m、総面積 104.38 km² の広がりを持っており、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた都市である。天城山系から続く急峻な山々と約 47 k m に及ぶ素晴らしい海岸線は、下田を特徴づける美しい景観をかたちづくり、富士箱根伊豆国立公園に属する本市観光の大きな財産として社会・経済の基盤を支えている。また、年平均気温は約 17℃ と温暖であり、降水量も年間 1,900mm あまりと豊富である。このような気候と地形条件により、亜熱帯系から亜寒帯系までの様々な草花や果実を、四季を通じて楽しむことができるとともに、黒潮が育む豊富な海洋資源とあわせて本市の魅力となっている。

歴史的条件の概要

本市は、近世、東西海上交通の要衝であった。江戸時代初頭には、海の関所である船改番所が設置され、上り下りの廻船がすべて検問のため寄港するようになると「出船入船三千艘」と称される繁栄の時代を迎えた。

幕末には、ペリー来航により締結された日米和親条約により下田が開港場となり、その後ハリスが総領事として着任し、玉泉寺が日本初の領事館となった。また、ロシア使節プチャーチンも来航し、日露和親条約が締結されるなど、幕末日本の開国・開港の歴史の舞台であり、近代日本の夜明けを告げる世界史の舞台となった。下田の名は、日本の歴史上のみならず、世界史にその名を残し、現在も市内には多くの史跡が残されている。

明治時代に入ると、廃藩置県により伊豆地域は当初、韮山県、次いで足柄県となり、明治 9 年から静岡県に編入された。明治 22 年の町村制施行により、下田町、浜崎村、朝日村、稲梓村、稲生沢村の 5 町村が成立、明治 29 年には浜崎村から白浜村が分離、現在の本市の骨格をなす 6 町村が構成された。

その後、昭和 30 年には町村合併促進法に基づき、6 町村が合併して下田町となり、昭和 46 年には人口 3 万人の特例により下田市となり、現在に至っている。

社会的条件の概要

本市は、鉄道、国道、県道等が集まり、南伊豆地域の交通の結節点となっている。

鉄道は、首都圏と下田を 3 時間程度で運行する直通電車で結ばれており、バスも伊豆急下田駅を中心に各地域に路線が形成されており、ターミナルとしての機能を果たしている。

基幹道路は、国道 135 号、136 号、414 号の 3 路線、県道 1 路線が通っており、住民の日常

生活と観光の基盤を支えている。しかし、いずれの路線についても、地域を囲む山々を越えていかなければならないため、観光シーズンの交通渋滞や集中豪雨等の自然災害も頻発していることから、道路交通の安全性や利便性の確保は、地域の課題の一つとなっており、整備が進められている伊豆縦貫自動車道の早期開通に期待が寄せられている。

経済的条件の概要

本市の基幹産業は、観光業を基盤としている。

観光業については、温暖な気候、美しい自然景観、幕末開港の貴重な歴史、豊富な温泉資源、マリンスポーツ、海産物といった観光資源に恵まれており、これらを活かした取組により日本屈指の観光地として多くの来遊客が訪れている。そして、この来遊客に対応するために、市内では多くの宿泊業、飲食業、小売・卸売業等が経営を行っている。

このほか、農林業については、水稻、柑橘類、花卉などの栽培に加え、近年ではいちご、トマト、クレソンの栽培や養蜂など新たな取組も進み、6次産業化に向けたオリジナル製品の研究も積極的に行われている。

水産業については、日本一の水揚げを誇る金目鯛を主軸として、イセエビやアワビ、サザエなどの貝類、良質なテングサなどの海藻類も水揚げされている。また、水揚げされた海産物を原材料とした水産加工品の製造も行われている。

イ 過疎の状況

本市の総人口は、昭和50年の31,700人をピークに減少を続けており、最新の平成27年には22,916人と、8,784人、27.7%の減少となっている。平成27年の高齢者比率は38.9%と急激に高まっており、反面若年者比率は8.7%と減少傾向が続いている。

平成29年4月1日に一部改正された過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域となる旨の公示がされ、市全域が過疎地域となった。また令和3年4月1日には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、引き続き市全域が過疎地域と指定された。

本市では、第1次から第4次にわたる総合計画を策定し、長期的な観点に基づき計画的な市の発展を目指して、様々な地域振興や産業振興の施策に取り組んできたが、人口の減少に歯止めがかかっていない。

平成29年度に過疎地域の指定を受けたことを新たな地域再生に向けた契機と捉え、過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策を実施してきた。

具体的な過疎対策事業の業例として、産業の振興分野では、ポケットパークの整備やワーケーション環境整備、住宅リフォーム助成事業など、交通通信体系の整備・情報分野では、橋梁工事（宮戸橋・ゆのもと橋）、光ファイバー網整備事業やWi-fi環境整備事業など、生活環境の整備分野では、下水道整備事業、焼却炉維持改修事業、消防団車両設備購入事業など、福祉分野では、通園バス運行事業、こども医療費助成事業など、教育分野では、中学校再編整備事業など、地域文化の振興分野では、市民文化会館整備事業、吉田松陰寓居処改修事業などが実施され、一定の成果により地域の発展に寄与した。

しかしながら過疎対策としての十分な効果には至らず、引き続き対策を講じる必要がある。

今後、第5次総合計画に取り組んでいくが、この人口減少は、産業の低迷による雇用の減少や生活基盤の格差などによる若者層の流出によるものが大きく、本市の特長を活かした地域振興は急務である。

ウ 社会経済的発展の方向と概要

本市は、昭和40年代以降の全国的な観光ブームにのり、美しい自然景観や歴史遺産、豊富な温泉などの資源を活用し、全国有数の観光地として発展し、現在に至っている。この流れに乗って本市の産業構造は、第1次産業（農林水産業）中心から、第3次産業（サービス産業）中心への構造転換が進んだ。第3次産業人口の比率は、昭和50年の国勢調査で70%を超え、平成27年には81.4%となっており、観光産業を基盤とした第3次産業に偏った産業構造となっている。

農林水産業は、後継者不足や生産者の高齢化、経営規模の零細性などの影響により、就業者の割合は低下している。また山林荒廃や耕作放棄の増と有害鳥獣被害の増が相まり、生産環境の適切な管理がますます困難となっている。

工業については、立地の劣性、低い生産性、若手労働力不足や地形的制約からその集積は進んでいないのが現状で、事業所、就業者ともに年々減少傾向にある。

商業は小売業を中心としているが、周辺への大型店の進出や消費者のマイカー利用による購買圏の拡大、ネット通販の普及などにより、地元購買力が低下している。また空き店舗の増加から商店街への人の流入が減少しており、商店街自身の衰退も目立ってきている。

観光業は、地域の主要産業になっているが、社会や経済の動向、災害等の影響を受けやすい産業であり、また、観光地間競争の激化、価値観の多様化や余暇時間の増大などによる観光客のニーズの変化も相まって、厳しい状況が続いている。

また新型コロナウイルスの拡大は、観光業に依存した本市には多大な影響を与え、観光客や交流人口の減少により厳しさに拍車がかかる状況となっている。

しかし今後も、本市の地形・地勢の環境から観光を主軸に置かざるを得ない地域であることから、観光本来の「地域の光を観せる」地域づくりを進めるため、第1次産業、第2次産業の振興を図り、産業間の連携により、地域資源を生かした、本市ならではの観光の魅力を発信することで、観光振興を図っていく必要がある。また、今後は地域としての観光資源の魅力向上とあわせて、広域的な連携による観光振興を推進していくことが求められる。さらにアフターコロナを見据えた戦略的な施策を実施し、確実な経済と安心安全な住民生活の確保へと進まなければならない。

そのために、第5次下田市総合計画との整合性を保ちながら、本市の目標である「時代の流れに力を つなげる下田 新しい未来」の実現に向けて、総合的な振興を図っていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

平成 27 年国勢調査による本市の人口は 22,916 人となっている。昭和 35 年の 27,387 人から昭和 50 年の 31,700 人まで増加していたが、この時をピークに減少に転じ、以後平成 27 年まで継続して減少しており、人口の回復は難しい状況にある。

平成 27 年国勢調査による年齢別人口構成は、0～14 歳（年少人口）が 9.8%、15～64 歳（生産年齢人口）が 51.3%、65 歳以上（高齢者人口）が 38.9%となっている。年齢による人口構成を見ると、若年者比率（15 歳～29 歳）は昭和 35 年の 23.6%から平成 27 年には 8.7%と年々減少しており、高齢者比率（65 歳以上）は昭和 35 年の 7.9%から平成 27 年には 38.9%と年々上昇している。全国的にも少子高齢化が進んでいる中、本市においてもその傾向はさらに続くものと推測される。

令和 3 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳によると、本市の男女の比率は男性 48.4%、女性 51.6%となっており、女性が上回っている状況である。

平成 6 年以降、死亡数が出生数を上回る自然減が拡大している。出生に係る指標の合計特殊出生率は、静岡県とほぼ同様の傾向であり平成 25 年～平成 29 年では 1.56 となっている。

社会増減は、転出数が転入数を上回っており、社会減が継続している。男女ともに 10 代が大幅な転出超過であり、20 代前半でみられた大幅な転入超過の度合いが縮小している。

産業別就業割合は、平成 27 年国勢調査によると、本市では第 1 次産業が 5.5%、第 2 次産業が 13.1%、第 3 次産業が 81.4%となっている。本市では、昭和 35 年には第 1 次産業が 36.0%、第 2 次産業が 17.7%、第 3 次産業が 46.3%であったが、昭和 40 年代以後の観光産業の拡大に伴い、第 1 次産業から第 3 次産業への転換が顕在化し、昭和 50 年代に第 1 次産業が 10.0%を割り込み、第 3 次産業が 70.0%を超え、現在に至っている。

産業構造の中心がサービス業を中心とした観光産業であることから、当面は現在の状況が継続することが推測されるが、地域の総合的な振興に向けてバランスのとれた取組が求められているといえる。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 27,387		人 31,700	% 115.7	人 30,081	% 109.8	人 26,557	% 97.0	人 22,916	% 83.7
0 歳 ~ 14 歳	8,063		7,340	91.0	4,786	59.4	3,037	37.7	2,234	27.7
15 歳 ~ 64 歳	17,163		21,211	123.6	20,176	117.6	15,922	92.8	11,658	67.9
うち 15 歳 ~ 29 歳(a)	6,459		6,736	104.3	4,922	76.2	2,934	45.4	2,005	31.0
65 歳以上(b)	2,161		3,133	145.0	5,027	232.6	7,597	351.6	8,848	409.4
(a)/総数 若年者比率	% 23.6		% 21.2		% 16.4		% 11.0		% 8.7	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.9		% 9.9		% 16.7		% 28.6		% 38.9	

総数には年齢不詳を含む

表 1 - 1 (2) 人口の見通し (地方人口ビジョン : 社人研推計準拠)

(パターン1)		2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
総人口		22,916	20,731	18,551	16,444	14,401	12,495	10,767	9,221	7,828	6,566
人 口	年少人口	2,234	1,837	1,466	1,186	966	811	681	572	476	395
	生産年齢人口	11,744	10,092	8,774	7,504	6,239	4,931	4,055	3,418	2,900	2,457
	老年人口	8,938	8,802	8,311	7,754	7,196	6,753	6,031	5,231	4,452	3,713
割 合	年少人口	9.7%	8.9%	7.9%	7.2%	6.7%	6.5%	6.3%	6.2%	6.1%	6.0%
	生産年齢人口	51.2%	48.7%	47.3%	45.6%	43.3%	39.5%	37.7%	37.1%	37.0%	37.4%
	老年人口	39.0%	42.5%	44.8%	47.2%	50.0%	54.1%	56.0%	56.7%	56.9%	56.6%

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市では、行政サービスの適切かつ円滑な提供と地域住民の利便性を確保するため、本庁、中央公民館（教育委員会）、落合浄水場（上下水道課）、清掃センター（環境対策課）の体制で運営している。

広域行政では、静岡県地方税滞納整理機構、後期高齢者医療広域連合、下田メディカルセンター（賀茂地区）、下田地区消防組合（東伊豆町を除く賀茂地区）、伊豆斎場組合（下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町）、南豆衛生プラント（下田市・南伊豆町）の一部事務組合があり、事務・事業の共同処理を行っている。また、賀茂地域広域連携会議において、様々な事

務について広域化の検討がされており、平成 28 年度には、賀茂広域消費生活センターと賀茂地方税債権整理回収協議会が設置され、以後、賀茂地区指導主事の共同設置など、連携可能な対象事務や事業を協議している。

こうした各種行政施設では、地域住民が安全かつ利便性の良い場所できめ細かなサービスを受けられることが求められていることから、現在市庁舎の統合・移転計画が検討されている。今後も新たな制度改正や多様化する住民ニーズに対応するため、事務事業や行政組織の最適化を図るとともに、質の高い人材の育成に努め、行政サービスの向上と効率化を図っていく必要がある。

イ 財政の状況

本市の財政については、人口減少、観光の低迷、産業の衰退等が進行していることに加え、現在世界を脅かす新型コロナウイルスの感染拡大による生活不安・経済困窮は、出口の見えない不安があり、より地域生活に対しても厳しい状況を強めている。

このような経験のない景気低迷が続いているため、市税を柱とする自主財源は厳しい状況となっている。このため、市では事業の見直し等により経費の節減を図るなど、健全な財政運営に向けた取組がなされてきた。

一方、本市においては、疲弊した地域社会の中で、今後さらに人口の減少が想定されていることに加えて、行政ニーズの多様化、少子高齢化の進行などにより行政需要は増大しており、歳入は減少する中で、過疎の進行を抑制するための地域づくりに対し、積極的な財政支出が必要な状況にある。

こうしたことから、自主的な地方財政を運営するため、さらにふるさと納税の推進や産業振興などによる一層の自主財源の確保に努め、長期的な視点に立った計画的な投資施策を図るとともに、民間活力の導入、行政コストの削減・効率化などにより、引き続き財政の健全化を進めていく必要がある。

表 1 - 2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	9,797,100	11,462,535	12,120,962
一 般 財 源	5,880,487	6,020,351	7,745,491
国 庫 支 出 金	1,006,501	1,408,703	1,329,730
都道府県支出金	648,789	517,416	731,868
地 方 債	604,500	1,409,300	1,323,400
うち 過疎対策事業債	0	0	455,900
そ の 他	1,656,823	2,106,765	990,473
歳 出 総 額 B	9,406,688	10,673,332	11,493,527
義 務 的 経 費	4,387,258	4,362,635	4,326,056
投 資 的 経 費	582,664	1,477,059	1,793,578
うち普通建設事業	576,255	1,468,496	1,627,850
そ の 他	4,436,766	4,833,638	5,373,893
過疎対策事業費	0	0	458,900
歳入歳出差引額 C(A - B)	390,412	789,203	627,435
翌年度へ繰り越すべき財源 D	600	71,167	10,873
実質収支 C - D	389,812	718,036	616,562
財政力指数(単年度)	0.507	0.496	0.476
公債費負担比率	11.0	5.8	-
実質公債費比率(3カ年平均)	13.0	8.6	7.0
起債制限比率	7.6	3.3	-
経常収支比率	84.8	82.5	89.1
将来負担比率	90.4	52.8	66.1
地方債現在高	8,245,042	8,502,210	9,222,637

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率(%)	-	15.3	17.1	17.1	17.3
市町村道 舗装率(%)	-	75.2	75.3	75.3	75.7
農道延長(m)	7,497	10,625	10,277	23,739	23,739
耕地1ha 当たり農道延長(m)	13.3	25.2	33.6	-	-
林道延長(m)	26,211	20,629	20,994	20,994	20,994
林野1ha 当たり林道延長(m)	3.3	3.4	6.7	-	-
水道普及率(%)	95.0	97.1	96.4	96.4	98.7
水洗化率(%)	-	-	38.9	66.9	71.2
人口千人当たり病院、診療所 の病床数(床)	13.9	14.2	13.4	11.6	13.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的な方針

本市では、これまで第1次から第4次にわたり策定してきた下田市総合計画に基づき、本市が持つ豊かな自然や貴重な歴史資源を生かした総合的かつ計画的な施策を講じることにより、美しいまちを創り、やすらぎと活力のあるまちづくりを進めてきたところである。また平成29年からは過疎地域の指定を受け地域の過疎対策を進めてきた。

しかし、若年者の流出などによる人口減少と少子高齢化の進行や、産業の低迷、自然環境や景観の悪化等解決すべき様々な課題を抱えている現状が続いている。

再び過疎地域の指定を受けたことを新たな地域再生に向けた契機と捉え、第5次下田市総合計画で掲げる将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現に向けて、以下の方針に基づき地域づくりを進める。

施策大綱 : 美しく生活しやすいまちをつくる

本市の魅力であり、市民の財産である自然、歴史、文化を将来に継承し、まちづくりの活用に努める。また、快適で良好な住環境を提供し、住む人も訪れる人も自然の安らぎと歴史への親しみを感じられる、美しく生活しやすいまちを目指す。

施策大綱 : 郷土への誇りと愛着を育むまちをつくる

子供たちが、未来の下田を担う人材になれるよう、魅力ある教育内容を提供し、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成に取り組む。また市民がまちに愛着を持ち、地域を支える人材となって、自分らしく輝いて暮らせる環境づくりを目指す。

施策大綱 : 人が集い、活力あるまちをつくる

従来の観光に磨きをかけ、さらに、日々の価値観やライフスタイルの変化を捉え、生活と観光のいずれも楽しめるまちづくりに取り組む。また幅広い人々が集う、にぎわい、協働してまちづくりに取り組む活力あるまちを目指す。

施策大綱 : 安全・安心なまちをつくる

自然災害の脅威、犯罪や事件、事故に備え、市民の生命・財産を守り、安全・安心を実感できるまちを目指す。また障害・年齢・性別等にかかわらず誰もが個性を認め、互いに支え合いながら、心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

イ 地域づくりの重点方針

本市は人口減少や少子高齢化等、厳しい社会環境が続く中で、産業や地域経済の低迷等は一段と厳しさを増しており、新しい市の目標とともに状況を変える必要がある。

そこで、今回の過疎地域持続的発展計画の策定に当たっては、次の3点を重点方針として掲げ、その実現に向けた施策を提示するものとする。

時代の流れを力に

これまでの時代を振り返りながら新しい時代を見据え、都会から地方へ、地方から世界へという流れにのるため、国が推進する Society5.0 の取組を推奨し、ICT・IoT・AIなどのデジタル化実現に取り組む必要がある。また市内全域に整備した光ファイバー網を活用した第5世代移動通信システム(5G)によるサービスを普及させ、地方が有する豊かな空間性や可能性を最大限に駆使した未来をつくる。

つながる下田

本市を訪れる観光客や仕事で来た市外の方、またサテライトオフィスなどを検討する企業など、本市にかかわる関係人口の創出・拡大により人と地域の絆を強化し、より大きな輪となる賀茂・伊豆圏域の市町と連携して住民と多様な主体が協働する未来をつくる。

新しい未来

新たな生き方・暮らし方・働き方など多様なスタイルの確立や、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進など、これまでにない「新しい価値」の創出により、明るく希望の持てる未来を目指す。

(5) 地域の持続発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

人口減少下における持続可能な地域を形成するため、社会増減の減少、出生数、交流人口となる観光交流客数及びふるさと応援寄付件数を指標とする。(第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次総合計画より)

項目	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
社会増減	-160人(平成30年度)	-123人(令和6年度)
出生数	76人	100人
観光交流客数	274万人(平成30年度)	290万人
ふるさと応援寄付件数	9,000件(平成30年度)	19,000件(令和6年度)

イ 財政力に関する目標

持続的発展する地域を目指すため、下表の項目を指標とする。

項目	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
経常収支比率	89.1%	90%以下
将来負担比率	66.1%	100%以下
実質公債費率	7.0%	10%以内
市税収納率	98.1%	98.4%

ウ その他目標

項目		現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
定住意向	市民	68.4%	68.4%以上
	中学生	38.4%	38.4%以上

(6) 計画達成状況の評価

本計画の取組については、事業評価や総合計画または総合戦略などの計画による進捗管理により、事業ごとにPDCAサイクルに基づいた進捗管理・効果検証を行う。

また結果については決算の議会承認後に、ホームページなどによる情報発信により公開する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

下田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に定められた公共施設等マネジメントの基本的な方針は、次のとおりである。

○基本方針1：施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、市民需要、財政事情、自然災害リスクなどを勘案しながら、市民に必要な公共サービスの水準を維持しつつ、施設の規模や配置を適正化する。

なお、公共施設については、原則、新規整備を抑制するものとし、保有量を縮減する。

○基本方針2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行う。

○基本方針3：計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減する。

イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合

本市が持続的に発展するため、本計画において、人口減少対策や産業振興対策などの活性化に向けて必要な施策を重点的に盛り込むものであるが、施設の整備に当たっては、上記の考え方に基づき本市の公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化に取り組むことを通して、将来にわたり市の財政の健全な運営を確保しつつ、持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進する。

なお、公共施設等総合管理計画は、令和3年度中に改訂される予定であることから、改訂後にあらためて基本方針を確認し、本計画による過疎対策との整合性を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本市は、特に若者層の人口流出を要因として、定住人口の減少や産業の低迷、地域の担い手不足等が深刻になっている。このため若者が就職できる就業先の確保が課題となるが、即効性のある対策は困難である。

現在コロナ禍における生活様式の多様化や地方回帰の潮流を背景に、地元企業や生産者と移住・交流希望者をつなぎ合わせる動きが加速していることから、地域資源を活用した就業希望者の雇用の場づくりを進めている。

また近年、本市は移住事業に着手し、先進的な事例として一定の成果を上げている。このためより多くの交流人口の確保を図ることが求められており、下田市のファンや移住・交流に関心のある都市住民の受け入れ体制づくりや、移住の支援を行っていく必要がある。

イ 人材育成

豊かな自然や開国をはじめとした特色ある歴史などの地域資源を活用し、市民が地域の魅力を学ぶ、子供から高齢者までの生涯学習をはじめ、児童生徒のボランティア活動や総合学習における福祉教育の推進、ボランティア団体やNPO等による地域コミュニティ活動から郷土を見直す取組を進めている。

また来訪者に対しては、観光や体験を通じて歴史や自然に触れ、本市の魅力を感じるファンの増加により交流人口等の増加を推進している。

さらに農林水産業への就業希望者に対しては、就業支援として既存就業者からの参入や技術支援、関係機関との連携により持続可能な体制整備を図り、農林水産業を支える人材の確保・育成に努めている。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

- 県と連携して、移住イベントやホームページ、SNS等を活用し、移住希望者に必要な情報が届くようPR事業に取り組むとともに、NPO団体、地元企業と連携し、移住・定住支援サポーターによる相談・支援をはじめ、市民と移住希望者の交流の場の創出など、支援の拡充や希望者が安心できる環境整備を推進する。
- 本市への関心や関わりを深め関係人口の創出拡大を図るため、ワーケーション拠点施設やコワーキングスペースの整備、NPO団体や民間事業者、さらには大学などの教育機関と連携した交流イベントや地元企業とのビジネスマッチング等により都市と地域の交流を推進する。

- 下田市民と都市住民の交流拡大によるにぎわいの創出と、定住促進による地域活性化を促進するため、NPO団体や民間企業とも連携し、空き家バンクの効果的な運用を行う。
- 近隣市町と連携し、それぞれの地域が持つ特色を生かした活動や情報を効果的に発信することで、来訪する人へのサービスに努め、満足度と効果の向上を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、新たな生活様式や交流の場を求める動きが追い風となっていることから、より多くの希望者に機会を創出し、個人・企業・住民が心地よく交流できる場の創出を図る。
- ふるさと応援寄附制度を活用し、下田市の魅力を発信・PRすることで、下田市を応援してくれる支援者を増やし、関係人口の増加を目指す。

イ 人材育成

- おもてなしの心と誇りや郷土愛の醸成につなげるため、本市の豊かな自然や開国をはじめとする特色ある歴史などの地域資源を活用し、子供から大人まで生涯を通じて市民が地域の魅力を見つめなおし、本市への愛着や誇りを認識する人材を育成し、本市の訪問者との交流を推進する。
- 地域づくりを先導するリーダーの育成や地域をつなげるコーディネート機能を強化し、地域や異業種との連携により持続可能な活動への支援を強化する。
- 近隣の地域間で連携を図り、地域内での人口移動につなげることにより、訪問者や地域ともに効果的な交流を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)地域間交流	ワーケーション環境整備事業 ふるさと応援寄付事業	下田市 下田市	
	(3)人材育成	移住支援事業(再掲)	下田市・NPO	
	(4)過疎地域 持続的 発展特別 事業	ワーケーション推進事業 移住促進対策事業 (HP作成、セミナー開催、空き家バンク)	下田市 下田市・NPO	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

本市では、市域の約 8 割を山林と原野が占めており、限られた地形の中で、農業が営まれている。令和 2 年の農林業センサスによると、農家総数は 375 戸であるが販売農家は 71 戸、自給的農家は 304 戸となっている。また、経営耕地総面積は約 47ha で、本市総面積の約 0.5% にとどまる。耕地の種類別面積は、田、樹園地、畑の順となっており、米、みかん、わさび、花卉、露地野菜などが栽培されている。近年、若手の農業者により、いちご、トマト、クレソンの栽培や養蜂などの新たな取組も見られ、さらに地域内連携による 6 次産業化も模索されている。

しかし、傾斜のある狭小な農地が多く大規模な農業形態には不向きであり、都市圏の大きな市場からは遠距離に位置するため販売コストがかかるなど経営に不利な地理的条件に加え、高齢化や担い手不足、鳥獣被害の増加を背景に生産者の減少と荒廃農地の拡大が止まらず厳しい状況が続いている。一方、農地は食糧供給の場であるとともに、国土の保全や景観形成、教育機能など多面的機能を有する。今後とも、担い手の育成や基盤整備、6 次産業化による特産品開発などを支援し、一層の農業振興を図っていく必要がある。

イ 林業

本市の約 76% を占める森林は、林産物の生産のほか、国土の保全や水資源の涵養、土砂流出防止、保健休養など多様な機能を有する地域の貴重な資源である。森林の内訳は、杉や檜の人工林が約 34% でその内 9 齢級以上が約 8 割を占めている。

これら人工林を中心とした林業生産では、外材の普及、木材価格の低迷に加え、遠距離にある市場までの輸送経費が割高となることから、本地域では生産性が低く経営が成立し難いという厳しい状況にある。さらに、小規模な森林の所有者が多く、高齢化も進んでいるため、適正な管理が行き届かなくなっている荒廃した森林が増えており、環境や災害等への影響も懸念され、対策が課題となっている。

このような中、地元森林組合等林業事業体においては、作業員の世代交代が図られ、森林整備を推進する体制が整ってきている。

また、森林認証を活用した素材の品質向上と適正な森林環境整備を進め、循環型社会の形成も視野に入れた新たな取組も始まっている。

その他、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税の有効な活用も課題となっている。

ウ 水産業

本市の漁業は、平成 30 年の漁業センサスによると、漁業経営体は 148 で、主に近海での刺

し網漁や釣漁、採貝などが行われている。漁業従事者は227人であるが、平成20年の331人から10年間で104人減少している。自営漁業を行う経営体は145で、そのうち後継者がいない経営体が7割を超えている。

本市は、平成28年の金目鯛の水揚げが約1,290トンで、日本有数の量を誇っており、鮮魚としての出荷はもとより、加工品としても多様な製品が作られ、主に首都圏方面へ出荷されている。しかし、全体的に見た魚市場の取扱高は、近年数量、金額とも減少傾向にある。

このような中、近年では、安定した漁獲量の確保に向けた資源管理型漁業を目指し、放流事業も推進している。また、漁業者においては、金目鯛の資源管理のため、操業時間や針数制限等の自主的な資源管理を行っている。

水産業は、一部魚種の資源状況の悪化、魚価の低迷、漁業コストの高騰などにより、経営条件が厳しくなっている。主要漁獲物である金目鯛も年々減少している中、新たな水産資源の確保も課題となっているが、海の街下田を支える産業として、資源管理の推進、基盤となる漁業施設の整備や防災・安全対策、生産団体や後継者の育成、水産物の衛生管理の向上、観光との連携及び強化、6次産業化の推進など、一層の振興を図っていく必要がある。

さらに水産業の要である魚市場の老朽化も進み、その整備についても課題となっている。

エ 商工業

商業は、平成28年の経済センサス - 活動調査によると、商業事業所数は508事業所、従業者数は2,548人、年間商品販売額は477億5千4百万円であり、1事業所当たりの従業者数は5.02人と比較的小規模な店舗が中心になっている。人口減少、大型店や市外への消費の流出、インターネット購入の普及等により地元購買力が低下しているとともに、観光客の減少から市内の事業所の経営が年々厳しい状況となっており、事業所数、従業者数、販売額とも年々減少傾向にある。このため、特に中心市街地では、廃業による空き店舗や駐車場への転換が急増している。こうした状況に対応するため、地場産品の開発と結びついた観光商業の振興や地域住民のニーズに沿った商業振興が必要である。

工業は、本市では工場建設等の立地条件が整わないことや輸送コストがかかること、商圈の範囲内に人口や事業所が少ないこと等の要因で、水産加工等の小規模事業所が中心となっている。令和元年の工業統計調査によると、事業所数は8事業所、従事者数は154人、製造品出荷額等は15億円（いずれも従業員4人以上の事業所のみ）となっており、事業所数は微減、従業者数、製造品出荷額はともに大きく減少傾向にある。

オ 観光業

本市は、温泉や良好な景観などの自然資源と幕末開港にまつわる歴史資源を中心に、古くから首都圏からの観光地となっており、年間200万人余りの観光交流客が訪れている。このうち宿泊者数は、平成30年度で約100万人となっている。

本市の観光交流は、海水浴、黒船祭や花のイベントなど一季中心であるため、観光業は不安定さを否めない状況である。また、海外旅行の普及や観光ニーズの多様化、観光地間競争の激化などにより、本市への観光入込客は減少傾向にある。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限から、観光産業への打撃は大きく、本市の基幹産業や経済への影響は計り知れないものがある。

そのため、自然や歴史等の豊富な資源を磨き上げ観光の目的となる魅力を創出するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や情報通信技術の発展等の時代の変化を踏まえた戦略的な観光誘客に努める必要がある。あわせて、デジタルマーケティングにより観光ニーズや観光客の動向をきめ細かく把握し、的確な情報発信につなげる手段を検討することも求められる。

力 地場産業の振興

本市の産業別就業構造は、第3次産業の比率が高く、第1次産業（農林漁業）や第2次産業（工業）が低い状況にある。本市の農林水産業や工業については、従事者の高齢化や後継者不足の進行、経営規模が小さく価格競争力が弱いことによる事業収入の低迷等により、就業人口の減少が今後さらに進行していくことが懸念されている。

産業の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による交流人口の減少は、市内経済の疲弊を深めることとなり、観光業に大きく依存する当市の経済構造の特殊性と、その脆弱さが浮き彫りとなった。

こうした状況は、荒廃農地の増加や森林環境の荒廃、里山景観の悪化、地域伝統工芸の衰退等につながり、地域力の低下、ひいては本市の主軸である観光資源の減少につながる。今後も地勢的な状況から、観光に主体を置かざるを得ない地域であることから、地域資源の積極的かつ有効な活用と新たな産業の育成が求められている。

キ 企業の誘致

高速道路等の物流幹線網から離れていることや港湾施設の規模が小さいことから、物流コストが高く、また、企業が進出可能な平坦地や広大地などの利用しやすい土地が少ないことから、本市は企業誘致を進めるためには厳しい立地環境にある。さらには、企業の海外移転や国内の企業誘致競争が激しくなっている状況も重なり、従来想定していた大規模な事業所や工場を誘致することは困難である。このため、従来から施策の必要性は各計画に掲載されてきたが、具体的な企業誘致の検討や実践は進められないまま、現在に至っている。

平成28年度から進出企業に対する税の優遇制度が創設されているが、今後企業誘致を推進していくためには、さらなる支援策の検討が求められている。

一方、コロナ禍における企業の移転などの動きが活性化する中、交流人口も含めた新たな企業誘致のあり方が求められており、コロナ禍に対応する企業支援策や交流人口の増加につながる施策なども必要である。

ク 起業の促進

観光の低迷による来遊者の減少、インターネット販売や消費流出等による市内消費の減少、少子化や若者の流出等による後継者不足等の影響から、市内の中小事業所を取り巻く環境は大変厳しく、事業所数は減少傾向にある。本市の産業の再生を図るためには、空き店舗や空

き家等の活用、豊富な地域資源を生かした新産業の創出など、経済の持続発展が求められている。

(2) その対策

ア 農業

- 農地の有効活用や荒廃農地の解消を図るため、農地中間管理事業の活用や農地利用最適化推進委員の活動を通して、農地の集積や集約化を行うとともに、中核的農家や後継者の育成、新規就農の支援を図る。
- 地域に定着が期待できる新たな作物の開発・普及、花卉・果樹のブランド化や高収益作物への転換などによる高付加価値化及び農地の高度利用を進め、経営基盤の強化を図る。また近隣市町等と連携して、農産物の生産から加工、販売までの連携・一体化により新たな需要を創出する6次産業化を推進し、付加価値の高い新商品の開発や販路開拓などを図る。
- 農業体験のための施設や公園、都市農村交流施設等の整備、里山活動の推進や里山周辺での生活支援事業、観光や移住交流事業との連携等により、農山村地域の活性化を図る。
- 有害鳥獣対策については、猟友会や関係団体等と連携し、捕獲体制を強化するとともに、農地を守るための電気柵等の設置に対する支援を進める。また捕獲した有害鳥獣を活用した食肉などの特産品や加工品の開発や販売など、ジビエ活用等に関する事業展開を図る。
- 情報通信環境を利活用したスマート農業等の導入や、新たな生産方法の開発や販路拡大に向けた取組を図るとともに、近隣市町や他業種等と連携することにより、より付加価値の高い広域的な事業を推進する。

イ 林業

- 森林の持つ水源涵養や山地災害防止などの公益的機能を重視し、保育、間伐などによる森林整備や造林事業による複層林化や混交林化、長伐期化、治山事業などを進める。
- 市営分収林については、分収契約の見直しを行うとともに、高性能林業機械の導入や作業道の整備による保育管理と作業効率の徹底を図り、森林整備（素材生産）を推進する。私有林については、引き続き、森の力再生事業等各種補助制度を活用した森林整備を推進する。
- 近隣市町等と連携して森林関係団体の育成強化、森林施業の近代化、森林認証制度の導入などにより、林業の振興を図り、担い手の育成確保、林業経営の安定化を図る。
- 里山の保全・活用を図るため、近隣市町等と連携して地域住民や森づくり団体等による森林整備や広葉樹を活用した木質バイオマスの導入や豊富な竹資源を活用した特産品開発の研究を推進する。
- 森林環境譲与税を活用した新たな事業展開を検討し、計画的な森林の管理・活用及び実施体制の整備等を推進する。
- 森林から生産される木や木材、森林が生み出す空間を活用した事業展開を図り、森に親しむ人を増やし、キャンプなどのレジャー等への事業展開を推進する。
- 近隣市町等と連携してICT技術を活用したドローンなどによる林地管理の可能性を検討

し、効率的な管理運用を推進する。

ウ 水産業

- 沿岸漁場の発展を図るため、稚貝、稚魚等の放流事業を推進し、水産資源の育成と活用の拡大に努めるとともに、恵まれた漁場環境等を活用した養殖事業等、漁業の多面的な振興を図る。
- 「金目鯛のまち」をPRするために、漁獲高の確保に向けた資源管理の徹底と特産品としての製品開発、情報発信を推進する。
- 漁港施設について、機能保全計画に基づく長寿命化を推進し、漁業活動の安定を図る。
- 近隣市町等と連携して多様な水産資源を活用し、加工、販売までの連携・一体化により新たな需要を創出する6次産業化を推進するほか、付加価値の高い新製品の開発や販路開拓を図る。
- 安全で良質な水産物の供給を図るため、近隣市町等と連携して水産物の衛生管理に向けた対策を推進する。
- 水産業の要となる魚市場の整備を推進し、水産業の拠点強化と新たな水産資源を活用した事業開発・普及を推進する。
- 情報通信環境を利活用し、新たな販路拡大に向けた取組を図るとともに、近隣市町や他業種等と連携することにより、より付加価値の高い広域的な事業を推進する。

エ 商工業

- 商業については、商工会議所等の関係団体と連携し、魅力ある商店街づくりを推進するとともに、地元消費に加えて、観光客を対象とした店舗づくりを推進する。
- 空き店舗の利活用や各種イベントの開催、憩いの場の整備等を行い、観光客を含めた賑わいづくりを推進する。
- 観光業や農林水産業などとの連携により、地域資源を活かした特産品の開発やブランド化を推進し、6次産業化による商業振興とまちおこしを図る。
- 工業については、地域資源を活用し、小規模ながらも奮闘している地元企業を支援するとともに、近隣市町等と連携して新たな起業の支援を推進し、雇用機会の安定と地域経済の発展に努める。
- 情報通信環境を利活用し、新たな販路拡大に向けた取組を図るとともに、近隣市町や他業種等と連携することにより、より付加価値の高い広域的な事業を推進する。
- 地域内で循環する地域内通貨（キャッシュレスを含む）の仕組みを研究・開発し、地域内事業所とともに、その運用に注力し、地域ブランドの創生と向上、ひいては地域内経済の活性化を図る。
- 市内の建築事業者を支援することにより建設関連業界の振興に寄与し、併せて住宅の安全性や耐久性、居住性の向上を図るため住宅リフォーム助成事業を実施する。

オ 観光業

- 第2次観光まちづくり推進計画に沿って、「美しい海などの自然を生かした観光まちづくり」「開国の歴史を中心とした観光まちづくり」「人の流れを生み出す観光まちづくり」を推進する。
- 自然や歴史等の地域資源を維持・活用するとともに、文化財や地域芸能等の地域文化を継承することで観光誘客や特色あるまちづくりを推進する。
- 既存の各種イベントの磨き上げや新規イベントの企画運営に取り組むとともに、OTA事業やインバウンド施策により誘客を図る。また、他業種や近隣市町など広域的な連携により付加価値の高い事業を推進する。
- 観光動向に関するビッグデータの活用等により、効果的な情報発信や観光プロモーションに取り組み、適切な情報発信のできる仕組みを構築する。また、ウェブサイトやSNSの利活用により情報発信力の強化を図る。
- 安全で快適な観光地として観光客に選ばれるため、ポケットパーク等の整備や歩道整備を推進するとともに、公衆トイレや駐車場等の観光施設の維持管理や整備に取り組む。また、災害時に向けた観光防災対策に加え、感染症対策に努める。
- 「道の駅開国下田みなと」を地域の情報発信の拠点とするために、下田ならではの資源や素材を生かした体験プログラムの充実を図るとともに、施設の魅力向上に努めるとともに、まどが浜海遊公園等の周辺施設を一体的に活用し、海の景観を活かした憩いと賑わいのある人が集う場として魅力の創出を図る。
- 観光施設や観光スポット間の移動の利便性を高めるため、歩行回遊性向上に向けた環境整備や交通事業者と連携した二次交通の充実・利用促進を図る。

カ 地場産業の振興

- 地域資源を生かした6次産業化の推進に向けて、オリーブ等新たな作物の導入促進や地域資源の活用に向けた産業間連携に係る調査・研究を推進するとともに、民間企業が行う商品開発や販路開拓・販路拡大の取組を支援する。
- 特産品の販路拡大のために、ふるさと納税やブランド認証等の仕組みを活用して、首都圏をはじめとする市外への積極的な情報発信やPR活動を展開する。

キ 企業の誘致

- 新型コロナウイルスの影響により、多様化が進む就業形態に合わせ、地方への移転を検討している企業・事業者に対してニーズ等の調査を行うとともに、市内の誘致に係る情報収集を行い、マッチング等支援制度を検討する。
- 企業進出を実現するため、IoTを活用した企画やデザインなどを事業とする中小企業等の誘致に向けた働きかけや機会の創出、サテライトオフィス等の誘致を推進するため、環境整備を図る。併せて、進出を希望する企業への支援を推進するため、相談窓口の設置、下田市の魅力発信、税の優遇等の支援制度に係る情報発信を行う。

ク 起業の促進

- 空き店舗等や地域資源を活用した新規創業を促進するため、経済団体や金融機関と連携し、創業意欲のある人材を支援し、地域資源を活用した新産業の創出を促進する。
- 新規ビジネス創出・遊休資産活用促進をはじめとした市内各産業の活性化のため、ワーケーションなどにより企業・人材の交流を推進し、新たなローカルビジネスの発掘や事業承継人材の確保を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業振興地域整備計画策定事業 農業体験施設整備事業 有害鳥獣処理施設整備事業	下田市 下田市 下田市	
	林業	森林整備事業(間伐) 県単市営治山事業	下田市 下田市	
	水産業	水産物競争力強化緊急事業(魚市場改築等) (浜の活力再生事業)	下田市 漁協	
	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業(下田地区) 漁港小規模局部改良事業(下田地区)	下田市 下田市	
	(7)商業	商店街環境整備事業(照明、舗装、買い物弱者 対策等) 空き家・空き店舗利活用推進事業 ポケットパーク整備事業	下田市 下田市 下田市	
	(9)観光又は レクリエー ション	観光施設整備事業 (トイレ、遊歩道、案内看板、誘導看板、照明) 道の駅開国下田みなと(外ヶ岡交流拠点施設) 爪木崎保健休養林整備事業(温室、遊歩道、トイレ等) 伊豆縦貫自動車道建設発生土活用事業 都市再生整備計画事業(稲生沢地区) 都市再生整備計画事業・街なみ環境整備事業 (下田地区)	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市	
	(10)過疎地域 持続的発 展特別事 業	市営分収林整備事業 中山間地域等直接支払事業 美しい里山づくり推進事業 世界一の海づくり推進事業 花のまち下田推進事業 誘客宣伝事業(パンフレット、ちらし、広告宣伝) 観光まちづくり推進事業(地域資源の活用等) 有害鳥獣対策事業 住宅リフォーム助成事業(補助金) 企業誘致・起業支援推進事業 地域内通貨普及促進事業 ドローン活用推進事業 観光コンテンツ開発事業 新規就農者確保対策事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
下田市全域	製造業 農林水産物等販売業 旅館業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「3産業の振興」及び「4地域における情報化」の(2)その対策、(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（関連部分抜粋）》

<レクリエーション施設・観光施設>

予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

「尾ヶ崎展望台案内所（尾ヶ崎ウイング）」の一部未利用施設は、撤去などを検討します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信技術は、過疎地域と都市の地域格差を是正する有効な手段であり、どの地域でも教育や医療、必要な生活関連サービスを受けることができる。

本市は、光ファイバー網の整備を進めた結果、現在ほぼ市内全域において整備が完了している。しかし住民の利用に関しては、高齢化が進む中で、十分に活用できているとはいえない状況がある。また住民生活や地域社会における情報環境の整備はもとより、今後の企業誘致や産業振興の推進に当たって、必要な基盤整備が求められている。

本市は、半島の南端に位置し、地形的に大雨や台風などの影響を受けやすく、災害時に孤立しやすい集落が存在し、その生活のライフラインや情報伝達に不安がある。

現在の観光来遊者は、移動端末による情報収集や情報発信、連絡等を行っているため、市内においては公共施設等への Wi - fi 環境整備を進めているが、依然として制限があることから、当たり前の環境としてその設備の充実が求められている。

また企業の移転・誘致や二地域居住、ワーケーションやテレワークといった就業形態や通信環境は、当たり前のものとなってきたこともあり、Wi - fi 環境整備の推進はとても重要なものである。

さらにコロナ禍における生活様式の多様化や変化からインターネット環境を活用したネット通信、遠方の人とのネット会話などの必要性とともに、また Society5.0 時代にふさわしい、より利用しやすい 5 G、I o T、A I 環境の整備が必要である。

イ 住民の情報活用

情報通信環境は全地域において整備されつつあるが、住民の高齢化が進み情報通信技術の利活用は十分浸透していない。家庭で利用できるインターネット環境やタブレット、スマートフォンなど情報通信技術を利用できる機器や端末などを入手、操作することに敷居が高く感じている高齢者は多く、その有用性に気づかない人も多い。

情報通信技術を利活用するための住民への説明や理解を進める必要性が高く、その有効性を普及する取組が求められている。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

- 地域の活性化や地域住民の教育文化水準を向上させるため、必要となる情報技術の整備を推進し、技術改革により更なる通信環境の整備が必要な場合には、対応する整備に努める。
- 自動運転等による交通手段の確保やドローンによる物流網の構築など、地域における高速

通信網の整備を推進することにより、物理的な障害や人的な不足の解消を図る。

- 日常生活はもとより企業誘致、移住促進等多様な面において必要不可欠となる光ファイバー網や Wi-fi 環境による高速情報通信ネットワーク等の整備を推進する。
- 先進的な情報技術の需要を的確に把握し、民間事業者による事業展開に必要な支援を推進する。
- Society5.0 時代にふさわしい 5 G、I o T、A I 等の革新的な情報技術を活用した取組により、地域で抱える課題解決を図る。
- 災害時に強い情報網の整備も必要であり、住民が生活不安に陥らない技術対応を推進する。

イ 住民の情報活用

- 情報通信技術の住民普及のため、民間事業者と連携し、高齢者等を対象とした機器や端末の利用説明会等を開催し、情報通信技術への理解を進め、利用推進を図る。
- 家庭等における情報通信技術環境の整備を進めるため、説明会時に各家庭等にあった環境整備等を紹介し、その普及に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	高速通信網整備事業 Wi-fi 環境整備事業 新情報環境整備事業	事業者 下田市 下田市・民間事業者	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	情報端末等環境推進事業	民間事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 幹線道路

本市の幹線道路は、東海岸で熱海・伊東をつなぐ国道 135 号、西海岸で南伊豆・松崎をつなぐ国道 136 号、天城から沼津へ至る国道 414 号の 3 路線が道路網の骨格を形成している。これを補完する形で、西海岸の松崎をつなぐ主要地方道県道下田松崎線があり、幹線道路として機能している。また、現在、国道・県道において歩道の設置が順次進められており、道路機能の向上が図られている。しかし、国道 3 路線が結節する下田市内において観光シーズンには渋滞が発生する傾向が高く市民生活に支障を来すこともある。また、いずれの路線も、厳しい地形の間を縫って整備されていることから、いまだ狭隘箇所も多く、大雨等による被害も頻発しており、地域経済の活性化や都市と地域との地域間交流を阻害する要因となっている。

さらに中心市街地を横断する幹線は、新たな統合中学校の重要な通学路としても求められており、歩道を含めた市民の生活道路として安心安全な道路として機能確保が必要である。

こうしたことから、既存の幹線道路の整備促進とともに、整備が進められている伊豆縦貫自動車道の早期完成が望まれている。

イ 市道

市道は、令和 2 年度現在、703 路線、延長 233.9 k m が整備されている。本市は、急峻な地形の影響から、多くの市道は、狭隘で歩道などの交通安全施設も十分に整備が行き届いていない状況である。また、緊急車両の通行に支障を来す道路も多く、防災面からみても好ましい状況とはいえない。中心市街地においては、交通需要の変化と伊豆縦貫自動車道の整備による交通体系の見直しが必要となっており、都市計画街路の見直しを中心とした道路網の再編が検討されている。また、新たな統合中学校の設置に向けた安全な通学路の確保や観光の推進に向けて、自動車の円滑な移動に加えて、自転車や歩行者が安心して移動できるネットワークの整備が必要となっている。

さらに、災害に強く、安全で安心して通行できる道路整備が求められていることから、橋梁の安全確保が急務である。

これらの公共施設には計画的に維持修繕ができるよう必要な対応が求められる。

ウ 農林道

農林道は、令和 2 年度末現在、農道は 170 路線、延長 23.4 k m、林道は 15 路線、延長 21.0 k m が整備されている。

農道は、圃場整備に合わせて整備が進められたが、荒廃農地の増加、道路の老朽化や損傷が進行しており、適時適切な維持管理が必要である。また、林道も施設の老朽化や損傷が増

加しており、維持管理が課題となっている。

農道及び林道は、地理的な特性により地域住民の生活道路としての機能も有し、また、災害時には迂回路としての役割を担うことから、適切な維持管理が必要である。

エ 海上交通ネットワーク、港湾

本市は、避難港・地方港湾の指定を受けている下田港を有している。フェリーは、下田港と伊豆七島の式根島、新島、利島、神津島を結ぶ航路が運航されており、島嶼との交流を支えている。利用者は年々減少する傾向にあるが、経済、人的な交流の基盤であり、路線継続と有効利用を検討する必要がある。

また、本港は、規模は小さいが、避難港、物流、漁港、観光等の多様な機能が集約されているとともに、本市の観光スポットとして景観や親水性なども求められている。さらに、港利用の多様化によりプレジャーボートやヨットなどの遊船が寄港する機会がみられ、これらの富裕層の寄港を契機とした誘致の動きも必要である。

こうした多様な港湾機能を多面的に活用していくため、適切な港湾機能の維持と同時に、有効な活用方法の検討が求められている。

オ 公共交通

公共交通は、電車、バス、タクシーが運行されている。電車は、首都圏と下田を約3時間で結ぶ直通電車が運行されており、本市の観光を支えている。近年、新型電車が投入されるなど観光としての期待は高まっているが、観光来遊客の減少や少子高齢化等で地元利用の減少が進んでいる。バスは、伊豆急下田駅を中心に路線バスが運行され、地域の重要な交通手段となっており、高齢社会の進行や環境問題などを背景に、その重要性はますます増加すると考えられる。この中で、地域を限定した自主運行バスの運行が始まり、地域内の足として機能している。しかし、現状としては、観光利用の多い主要路線を除いて、通院、通学などの住民の足を確保するための路線は利用者の絶対数が少なく、運賃収入が伸び悩んでいる。現在進める中学校再編に伴う通学手段の確保が検討されており、地域住民の生活水準、行政水準の格差是正を含め、地域の実情に即した公共交通としてのあり方について検討が求められる。

また情報通信技術を活用した自動運転等によるバスやデマンドタクシーの運行などの実証実験も実施され近い将来の交通手段の実現も検討されている。

(2) その対策

ア 幹線道路

- 幹線道路である伊豆縦貫自動車道や国道、県道は、観光来遊者の移動や市民の日常生活における移動、緊急時の救助や物資輸送のルートとして、地域間を結ぶ重要な道路である。伊豆縦貫自動車道については、その早期完成について要望活動を実施するとともに、国道、県道については、伊豆縦貫自動車道とのアクセスを見通した道路の整備を要望していくものと

する。

- 市民の生活道路や児童生徒の通学路などとしての機能を持つ幹線道路においては、歩行者や自転車などの通行にも配慮した機能を確保した安全安心な幹線道路の整備を求め、早期実現に向けて要望・協力を実施する。

イ 市道

- 市道は、地域産業の発展や市民生活の利便性向上に直結する路線であることから、幹線道路との接続や地域の交通ネットワークのあり方を見据えつつ、交通量や周辺環境などの状況を踏まえながら、地域の実情に即した市道整備を推進する。
- 老朽化対策や落橋防止対策が必要な橋梁について、改良工事や耐震補強工事を計画的に実施する。
- 県代行制度を活用し、基幹的市道の整備を推進する。

ウ 農林道

- 農道は、農業経営の改善や近代化を進めるうえで重要であり、地理的な特性により地域住民の生活道路としての機能も有することから、適切な維持管理を図る。
- 林業の近代化を進め効率化を図るうえで林道は不可欠なものであり、地域住民の生活道路としての機能も有し、また、災害時の迂回路となり得る道路もあることから、適切な維持管理を図るとともに、改良などの整備を実施する。
- 県代行制度を活用し、基幹的農林道の整備を推進する。

エ 海上交通ネットワーク、港湾

- 下田港の多面的な活用を推進するため、みなとオアシスの指定を契機に、港湾管理者と関係者が連携して、エリアマネジメントによる適切な整備を促進し、下田港の利活用と価値の向上を推進する。
- 下田港の景観や立地を活かし、道の駅開国下田みなとやまどが浜海遊公園等と連携したにぎわいの創出を図る。
- 本市への来訪手段及び市内での移動手段の多様化に向けて、船舶での来訪や水域を活用した移動手段を検討し、交通渋滞の解消や回遊性の向上を図る。

オ 公共交通

- 電車は、災害等に対応できる施設の安全を向上させるため、安全輸送設備の整備や老朽化した施設の改修に対する支援を実施する。さらに重要な起点となる伊豆急下田駅の利便性向上のため施設の魅力向上につながる施設整備等を推進する。
- バスは、地域住民や児童・生徒の交通手段の確保、環境面への配慮からも存続の必要性が高いため、利用者の推移や中学校の再編等の計画を見据えつつ、地域の特性や実情に応じた公共交通体系を検討し、利便性の向上を図る。
- 交通空白地域については、自主運行バス事業を実施し、生活交通の維持・確保に努めると

ともに、収支改善に向けて効率化と利用促進を図る。

- コミュニティバスの路線の充実と市民の利便を向上させ、地域の活性化を推進する。
- 情報通信技術の活用による自動運転等によるバスやデマンドタクシー運行などの交通手段を検証し、路線の充実や市民・来訪者の利便を向上させ、地域の活性化を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道 道路 橋りょう	市道改良事業(上大沢線、敷根1号線、他) 市道維持事業(維持、修繕、点検) 橋りょう長寿命化維持修繕事業(本郷橋、志戸橋、吾妻橋、恵比須橋、中村橋、他)	下田市 下田市 下田市 下田市	
	(2)農道	農道維持事業(舗装等維持工事)	下田市	
	(3)林道	林道整備事業(林道寝姿山線舗装工) 林道維持事業(路面補修等)	下田市 下田市	
	(5)鉄道施設等	鉄道施設総合安全対策事業(補助金)	事業者	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	公共交通確保対策事業(自主運行、継続困難) 無人バス等自動運転交通手段推進事業	下田市 民間事業者	
	(10)その他	県単道路整備事業(負担金 河津下田線) 下田港県営港湾整備事業(負担金 外ヶ岡)	静岡県 静岡県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(関連部分抜粋)》

<市道>

定期的に路面性状調査を実施するなど、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

調査結果、損傷状況、修繕要望、交通量などを勘案して、優先度に応じた修繕などを実施します。

<農林道>

定期的なパトロール、自然災害の発生、修繕要望などにより、必要に応じた修繕、簡易的な機能回復修繕などを実施します。

「下田市地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、災害時の迂回路になる林

道の整備を推進します。

< 橋梁 >

「橋梁長寿命化修繕計画」(計画期間:平成 24 年度～平成 61 年度)に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道施設

水道事業は、計画給水人口は 29,400 人、行政区域内人口は 20,750 人、令和元年度末の給水人口は 20,482 人であり、普及率は 98.7%となっている。引き続き未給水区域の解消に向けた拡張事業の推進が求められている。

また、配水池や管渠の老朽化の進行に対応するため、再編整備を考慮した更新・改良が必要となっているとともに、地震等の災害に備えるため耐震性を重視した施設の改良事業も課題となっている。

今後も、安定した水源の確保に努めるとともに、老朽化施設の更新や耐震化のための計画的な水道施設の整備を図るなど、安全で安定した水の供給に努めていく必要がある。

イ 下水処理施設

本市の下水処理は、公共下水道と漁業集落排水処理施設（田牛地区）で行っている。

公共下水道は、昭和 49 年度の事業開始以来 42 年が経過し、平成 4 年度から施設の供用を開始している。令和元年度末現在、整備済面積は 287.05ha で、計画面積 319.3ha に対し、89.9%の整備率となっている。また、処理区域内人口 10,085 人に対し、接続人口は 7,180 人で、水洗化率は 71.2%となっており、接続率向上が課題となっている。

引き続き、下水道の円滑な事業推進に向けて、区域内の接続推進に向けた管渠の整備を進めるとともに、処理施設の耐震化や耐用年数を経過し老朽化した機械・電気設備等の長寿命化対策（改築・更新）を推進することが求められている。

漁業集落排水処理施設は、田牛地区において、平成 4 年度から、全体計画面積 7.6ha、計画人口 1,688 人（観光人口等 1,301 人を含む）で整備を行い、平成 7 年度に供用を開始した。令和元年度末現在、地域内の受益戸数は 90 戸で接続率は 100%となっている。供用開始から 26 年が経過し、施設の老朽化や地域内人口の減少が進む中で、計画人口の見直しによる処理方式の変更と施設の機能保全（長寿命化）対策が進められている。

上記計画区域以外の地域については、浄化槽による下水処理を行っており、毎年度単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えに対する補助を行っているが、合併処理浄化槽の設置割合は 14.8%に止まっており、今後も引き続き付け替えの推進が求められている。

ウ 廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設は、下田市営じん芥処理場（ごみ焼却場）を設置し、令和 2 年度より施設の運転・維持管理業務を民間事業者に委託しているが、昭和 57 年の建築以来 39 年を経過していることから、施設の老朽化が進み、施設の維持管理が難しくなっている。現在、南伊豆町、松崎町、西伊豆町との間で広域による新ごみ処理施設の建設を検討している。

し尿については、平成 18 年度に一部事務組合南豆衛生プラント組合で汚泥処理クリーンセンターを建設し、運営を行っており、今後も適正な維持に努めていく必要がある。

エ 消防・救急施設

常備消防は、平成 25 年度から、消防広域化により旧西伊豆広域消防組合が解散し、当該組合を構成していた 2 町が新たに下田地区消防組合に加わり 1 市 4 町による一部事務組合で運営されている。これにより、1 本部 2 署 2 分署体制となり、規模拡大によるメリットを生かした消防体制が整備された。この地区は厳しい地形に囲まれ、自然災害等に脆弱な環境であることから、引き続き、体制強化と消防施設の充実を図る必要がある。

さらに消防本部は、津波浸水想定区域に位置しており、災害時にその機能を確保するためにも安全な区域へと移転を検討する必要がある。またさらなる消防の広域化も検討されており、地域を守る消防署のあり方も検討する必要がある。

消防団については、1 本部 7 分団、定員は 365 人で構成され、市内全域の火事や災害対応に備えている。住民の高齢化や若者の流出により消防団員の確保対策が問題となっているため、定員や分団編成の見直しを進めており、同時に、耐震化や津波浸水被害の防止等に向けた消防詰所の統合・整備等を進めている。消防団は地域防災の要であることから、今後も消防団の体制及び施設、設備の充実を計画的に進めていく必要がある。

救急医療については、救急要請の需要が高まっていく中、さらなる円滑な運用に向け、医師会や医療機関との連携を図り救急体制の充実を推進する必要がある。

また賀茂地域には二次救急まで対応する医療機関は存在するが、より高度な医療が必要とする状況も増えてきており、現状はドクターヘリや救急車による搬送により医療を繋ぐ状況であり、より高度な医療機関との連携が課題となっている。

さらに住民の救急への依存も高く、救急車の適正利用についての働き掛けも課題である。

オ 防災・防犯施設等

本市は、東海・東南海地震の危険性が指摘されており、大規模な地震や津波による被害が予想されている。また、半島性の急峻な地形のため、土砂災害の警戒区域が多数指定されるとともに、脆弱な交通網の原因となっている。

地震・津波災害等については、特に沿岸部では、高潮・津波等により人的・物的ともに多大な被害が想定され、沿岸部の被害をいかに軽減させるかが課題となっており、外浦漁港海岸、須崎漁港海岸、吉佐美漁港海岸及び田牛漁港海岸等の海岸保全施設の整備、安定した避難生活に繋がる環境整備、適切な支援を受けられる体制整備などが求められている。

土砂災害については、人的被害をなくすため、人家等を保全する施設整備や警戒・避難体制の確立などハード・ソフト両面から土砂災害対策を進めていく必要がある。

日常生活においては、地域住民が安心して暮らせるよう、防犯まちづくりに関する取組や交通安全対策が必要となっている。

カ 公営住宅

本市の公営住宅は、4 住宅が整備されているが、建築後 30 年以上を経過した住宅は 3 住宅あり、そのうち 2 住宅は耐震性が劣る。また、老朽化の著しい 2 住宅については、新たな入居者の募集は行っていない。人口の減少や生活水準の向上が続く中で、支援住宅の需要を見極めつつ、施設の計画的な管理が求められている。

キ 水道水源保護

地域の過疎化が進む中で、水道水源は、整備が進まず森林荒廃、遊休農地の増加が懸念される。これまで地域住民による水道水源の管理を進めていたが、水道水源を健全に保全するためには適切な森林整備、水源涵養機能の確保、ひいては防災機能の確保が重要であり、持続的に安全な水源機能を確保するため整備方法や対策が求められている。

(2) その対策

ア 水道施設

- 水道施設については、引き続き未給水区域の解消に向けた拡張事業を推進するとともに、地震など災害に強い施設・設備の整備、配水管の改良及び老朽化施設の更新等を計画的に進め、安全で良質な水の安定的な供給を図る。

イ 下水処理施設

- 公共下水道については、計画区域内の管渠整備の推進と接続率の向上を図るとともに、施設の耐震化や老朽化した機械・設備の長寿命化対策を推進することにより、本市の美しい海や河川の水質保全を図る。
- 漁業集落排水処理施設は、施設の老朽化や地域内人口の減少に対応するため、施設の機能保全（長寿命化）対策を講ずる。
- 生活排水による水質の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置（付け替え）に対する補助制度を推進する。

ウ 廃棄物処理施設

- 焼却ごみについては、効率的、経済的な処理のため、引き続き下田市営じん芥処理場（ごみ焼却場）の適切な維持管理に努めるものとする。
- 現行の焼却施設に代わる新しい焼却施設を整備するため、広域による施設建設を進める。
- 循環型社会を実現するため、ごみの減量・再利用・再資源化に向けた取組を推進する。
- し尿処理施設の南豆衛生プラント組合・汚泥処理クリーンセンターは、下水道整備の状況を踏まえつつ、引き続き汚水処理の効率的、経済的な運営を図る。

エ 消防・救急施設

- 地域消防の主力となる消防団の機能強化を図るため、車両等の装備の更新と積極的な消防

団員の確保対策を推進する。また、人口の減少等に対応するため、消防団の組織再編を推進する。

- 下田地区消防組合下田消防署を拠点に消防団と協力しながら、地域住民の生命・財産を守る活動を推進する。
- 救急医療の充実を図るため、医師会や医療機関等の関係機関との連携により、救急体制の整備を推進する。またドクターヘリ等の運用や関連施設の整備を図り、救急搬送における高次医療機関との連携の強化を図る。さらに住民へ救急車の適正利用を促し救急搬送への影響が少なくなるよう啓発する。
- 津波浸水想定区域内に位置する下田地区消防組合下田消防署の浸水想定区域外への移転を見据えた計画を策定し、消防組合施設整備事業(補助)を推進する。また、より広域化する消防組織の編成を見据え、地域の消防体制の確保を図る。

オ 防災・防犯施設等

- 防災対策として、避難路の確保、避難場所又は避難所までの誘導標識又は看板の設置、防災用資器材(食料等を含む)及び備蓄場所の整備、避難所の安全対策、自衛隊等の防災支援機関の活動拠点(ヘリポート、物資集積拠点等)の整備、情報伝達手段の多様化を推進する。
- 自主防災組織の育成に努め、日常からの防災教育・研修を行うとともに、自主防災組織が管理する防災用資器材(食料等を含む)整備を支援し、地域防災力向上に努める。
- 防犯や交通安全対策については、地域の安全を守るため、防犯及び交通安全施設の維持、整備を進めるとともに、地域防犯活動の支援に努める。
- 海岸保全施設については、静岡県第4次地震被害想定において推計された津波被害を軽減するため、田牛地区海岸保全施設整備事業を実施し、外浦漁港海岸、須崎漁港海岸、吉佐美漁港海岸及び田牛漁港海岸等の海岸保全施設の整備については、長寿命化計画を策定し、高潮・津波等による災害の防止及び老朽化対策等を計画的に進め、適切な維持管理を図る。

カ 公営住宅

- 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を提供するため、既存の市営住宅の改修を進めるほか、民間物件の活用等新たな方策を検討する。
- 老朽化の進む危険な住宅については早期に撤去する。

キ 水道水源保護

- 水道水源保護地域の自然環境を保全し、安心安全な生活環境を整えるため、里山周辺の森林等の整備のほか、地域を支援する協力者と連携し、良好な水道水源の整備を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(1)水道施設	第6次拡張事業 上水道老朽管更新事業	下田市 下田市	
	(2)下水処理 施設 公共下水道	公共下水道整備事業(幹線管渠築造) 公共下水道長寿命化、ストックマネジメント事業 (浄化センター、ポンプ場、MHP、管渠) 下水道総合地震対策事業	下田市 下田市 下田市	
	農村集落排 水施設	漁業集落環境整備事業(田牛地区)	下田市	
	(3)廃棄物処 理施設 ごみ処理施 設 し尿処理施 設	広域ごみ処理施設整備事業 焼却場維持改修事業 南豆衛生プラント整備事業	下田市 下田市 組合	
	(5)消防施設	防災施設整備事業(避難路・避難地整備) 消防団詰所整備事業 消防団車両・設備購入事業 消防組合施設整備事業	下田市 下田市 下田市 組合	
	(6)公営住宅	市営住宅整備事業(大沢・上河内住宅施設改修)	下田市	
	(7)過疎地域 持続的発 展特別事 業	公共下水道事業計画策定事業 公共下水道ストックマネジメント計画策定事業 下水道総合地震対策計画策定事業 ごみ収集事業(可燃ごみ、分別収集) 合併処理浄化槽設置整備事業(補助金) TOUKAI—0総合支援事業(補助金) 地域総合防災事業(災害用備蓄品購入) 自主防災組織活性化事業 市営住宅解体事業 第1次救急委託事業 第2次救急医療施設運営事業(補助) 消防組合施設整備事業(補助) 水道水源保護地域等里山生活応援事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 組合 下田市	
	(8)その他	海岸保全施設整備事業 津波・高潮危機管理対策事業 海岸漂着物等地域対策推進事業	下田市 下田市 下田市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（関連部分抜粋）》

< 水道施設 >

「下田市新水道ビジョン」（計画期間：平成 25 年度～平成 35 年度）、「水道アセットマネジメント計画（平成 29 年度策定予定）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

< 下水処理施設 >

「下水道長寿命化計画（計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度）」に基づく設備個別の改築更新から、施設全体の維持管理・改築を最適化する「下水道ストックマネジメント計画」の策定と実施により、事業費の平準化と削減に努めるとともに、改正下水道法に適合させた「公共下水道事業計画」と連携を取り、下水道事業の持続性を確保する事で、衛生的な生活環境の保全に資するよう努めます。

< 農村集落排水施設 >

「田牛地区排水処理施設機能保全整備計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、漁村地域の衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

< 供給処理施設 >

「下田市営じん芥処理場」は、施設の老朽化の状況などを勘案し、広域によるごみ処理施設の建設を検討します。

< その他行政系施設 >

津波浸水想定区域内にある消防団詰所などの、施設の再編（統廃合、移転など）を進め、施設規模や配置の適正化を図ります。

< 公営住宅 >

「下田市営住宅長寿命化計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）に基づき、計画的に施設や設備の維持管理を進めます。

老朽化の著しい住宅については、順次、廃止・解体を進めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 次世代育成支援

本市では、年少人口は昭和 50 年には 7,340 人(23.2%)であったが、平成 27 年には 2,234 人(9.7%)となっており、少子化傾向が続いている。特に出生数は、平成 27 年は 118 人であったものが、令和 2 年には 78 人となっており、大きく減少している。少子化対策が我が国全体の重要課題とされているが、社会参加の拡大、共働き世帯の増加、核家族化の進行、生活の多様化、ひとり親家庭の増加など、子育て世帯を取り巻く環境は厳しさを増し、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増加している。

次世代育成支援では、子どもの健全な発達と子育て世帯の支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し乳幼児育児健診や赤ちゃん訪問などの母子保健事業を実施するとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等子育て支援サービスの整備を行ってきた。

また、認定こども園と保育所において保育の受入を実施し、就業等で保育を必要とする家庭の支援を行っている。保育時間の拡充や病児保育など、保育メニューの拡充を図っているが、保育に対するニーズはますます高度化、複雑化している。

さらに生活様式の多様化などにより、ひとり親家庭の課題や支援も複雑化しており、新たに子ども家庭総合支援拠点を設置し関係機関との連携を図り支援の手を強めている。

今後も、少子化の解消に向け、下田市子ども・子育て支援事業計画に基づいた施策を進めるとともに、地域が一体となった子育て支援ネットワークの構築を図り、安心して子どもを産み育てられる環境整備とその環境を地域で支えていくことが必要である。

イ 高齢者の介護・保健及び福祉

本市の令和 3 年 4 月現在の高齢者人口は 8,717 人、高齢者比率は 42.0%で、静岡県の平均を大きく上回り、県内で 9 番目の高さとなっており、今後、さらに高齢化が進んでいくことが想定される。

高齢者の介護・保健及び福祉においては、地域包括支援センターの運営や訪問介護・通所介護などの主要な居宅サービスが提供されているほか、配食サービスや緊急通報システムなどの介護保険外の福祉サービスも提供されている。また、特別養護老人ホームなどによる入所サービスも提供されている。さらに、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、特定健康診査や健康教育・健康相談、介護予防教室などの各種保健事業を推進している。

高齢者の介護・保健及び福祉については、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために、「予防」や「在宅」を重視した地域包括ケアシステムの構築、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づく地域住民へのサービスの質・量の確保が求められる。

さらに高齢者のみの世帯が増える中で、自助による生活が難しい場合は、地域のなかで営まれる互助の仕組みを活用しつつ、より高度なサービスが必要な場合の共助、公助といった途切れない福祉サービスを展開することにより、安心安全な生活の確保が必要である。

ウ 障害のある人の支援

障害者（児）福祉については、障害のある人が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるよう、賀茂地区障害者計画、賀茂地区障害福祉計画及び賀茂地区障害児福祉計画に基づき、相談支援、補装具や日常生活用具の給付、医療費の助成、自立支援給付等の充実を図り、必要に応じて適切な障害福祉サービスを実施している。しかし、自立支援の推進が求められているが、賀茂地域では生活の拠点となる居住の場や就労の場が少ないため、障害のある人の地域での自立が進んでいない。

今後も、障害のある人の自立と社会参加のさらなる促進を図るとともに、地域において障害のある人となない人がお互いに理解し、支え合っていく社会づくりが必要である。

エ 福祉活動の支援

地域の福祉活動を支える主体として、ボランティアの活躍に期待が寄せられている。社会福祉協議会を中心にボランティア個人の支援と活動団体の連携の取組が進められており、地域社会における福祉活動の拠点として、社会福祉協議会及び総合福祉会館の充実が必要である。

また、人口の減少やコミュニティ機能の低下が進む今後の地域社会においては、個々の福祉分野への支援にとどまらず、乳幼児・子育て中の保護者・高齢者・障害のある人など多様な世代、多様な分野の住民と一緒に交流できる居場所の整備が求められている。

(2) その対策

ア 次世代育成支援

- 幼児教育・保育無償化等の流れを受け、保育ニーズの増大・多様化に対応した、低年齢児保育や障害児に対する保育、放課後児童クラブなど保育サービスの拡充を図るとともに、各施設の適正な維持管理に努める。
- 地域子育て支援センターを拠点に、情報提供や相談機能の充実による子育て不安の解消、交流・活動の場の提供による仲間づくりを進めるとともに、地域で子育てを支えていくための団体活動の支援などを行う。
- ファミリーサポートセンターを中心とした子育て支援機能の充実を図り、育児支援による託児の軽減や、情報の交流の場の提供による仲間や支援者づくりを推進し、子育てする人が孤立しない環境の整備と育児支援などを図る。
- 多様化する子育て支援ニーズに対し、官民が連携し、それぞれの立場や取り柄を活用した子育て支援ネットワークにより情報や活動の交流の場を構築し、様々な子どもや家庭に対応する子育て支援を推進する。

- 次世代の健全育成を図るため、乳幼児育児相談や訪問指導などの実施、母子健康相談機能の充実など、妊娠から出産、子育てまで、きめ細かい切れ目のない相談・支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める。さらに課題を抱える家庭に対し関係機関が連携して見守り・支援する体制を構築し、子どもが安全に成長できる環境を整備する。
- 子育て支援ネットワークを基本とし、子育て世帯や支援団体、高齢者やボランティア団体など世代を超えた多様な形が交流する場等の整備を図る。

イ 高齢者の介護・保健福祉

- 高齢者が、趣味や健康づくり、スポーツ、働くこと、学習や教育を高める活動など、多様な主体による自主的・自発的な活動を行えるよう、支援する仕組みづくりを行う。
- コミュニティを基盤とした地域住民の連帯と相互扶助のもと、ぬくもりのある地域福祉を推進する。また地域の相互扶助の仕組みを活かし、ボランティアやNPO、関係機関と連携した見守り、生活支援体制の整備も推進する。
- 保健事業については、各種健（検）診の充実により、疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、身近な地域で健康増進に努めることができるよう、自発的な健康づくりへの取組を支援する。
- 高齢者が、安心して地域で暮らせるよう、ICTを活用した在宅医療の連携、関係機関等とのコミュニケーションによる孤立対策を推進する。

ウ 障害のある人の支援

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、一人ひとりのニーズに基づき、介護や訓練、生活支援などの各種サービスを実施する。
- 障害のある人がいきいきと生活できるよう、障害に関する理解の促進を図るとともに、地域全体で障害のある人を支え合いながら、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

エ 福祉活動の支援

- ボランティア等福祉活動の拠点としての機能を強化するため、社会福祉協議会の強化と、総合福祉会館の利便性や機能性の向上に向けた施設整備を実施する。
- 乳幼児から高齢者までの多様な世代や多様な分野の人がふれあい、交流することができる「居場所づくり」のための施設整備を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1) 児 童 福 祉施設	保育環境整備事業(保育所施設整備) 放課後児童クラブ整備事業 多世代交流施設整備事業(未利用施設再生)	下田市 下田市 下田市	
	(3)高齢者福 祉施設	総合福祉会館改修事業 養護老人ホーム建設・改修等事業	下田市 社会福祉 法人	
	(8)過疎地域 持続的発 展特別事 業	地域福祉計画策定事業 高齢者在宅福祉事業(緊急通報、給食配食) 障害者地域生活支援事業(自立生活支援) 子育て支援事業(在宅支援サービス) 保育サービス拡充事業(乳幼児保育、支援員等) 通園バス運行事業(認定こども園) 不妊治療費助成事業 健康増進事業(がん検診) こども医療費助成事業 母子保健等医療費助成事業 精神障害者医療費助成事業 重度障害者医療費助成事業 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 配食サービス事業 養護老人ホーム施設建設・改修事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 社会福祉 法人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(関連部分抜粋)》

< 幼稚園・保育所・こども園 >

人口減少、少子化などの進行と利用状況などを勘案し、統廃合など、今後の施設のあり方について検討します。

< 幼児・児童施設 >

適正な維持管理を行うとともに、事業内容などの検討を行い、運営の効率化を図ります。

< 高齢福祉施設 >

施設の老朽化、利用の状況などを勘案し、廃止や機能移転など、今後の施設のあり方について検討します。

< その他社会福祉施設 >

「下田市総合福祉会館」は、今後も指定管理者による維持管理などを行い、高齢者人口の増加に伴う利用状況などを勘案し、施設の利用促進などを図ります。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

ア 診療施設

本市の診療施設は、病院2か所、一般診療所が19か所、歯科診療所が12か所となっているが、入院医療、高度・専門医療、特定診療科（産科、外科、眼科等）の医療等は十分ではなく、市外や県外に通わざるを得ず、地元での整備が求められている。

平成24年度に下田メディカルセンターが開設され、地域の中核病院として施設、設備等の整備が進められているが、今後も医師の確保、施設や設備の充実等を計画的に進めていくことが必要である。

子供を出産するための産科及び女性のための婦人科が開業しているが、下田市内ひいては賀茂郡内で唯一の機関となる。地元で安心して子供を出産し、女性が罹患する病気を克服するためには重要な存在であるため、安定的に運営されることが必要である。

またICT技術の進歩により、高度先進医療機器や高速情報通信技術の導入により、患者在宅によるオンライン診療やビッグデータの活用等が検討されており、対応する環境の構築が求められる。

イ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの影響により、世界的に多大な脅威と混乱が発生した。現在も新型コロナウイルスは変異を続け、その脅威ははかりしれず、その収束の見通しも立たない。

社会全体として社会生活の変化や感染症予防対策など、考えられる対応は随時実施しているが、その効果は完全ではない。

これらの脅威と対峙しながら、今後の日常を成り立たせなければならない。世界中が暗中模索する中で、より安全で明るい社会を構築しなければならない。

(2) その対策

ア 診療施設

- 本市の医療提供の拠点となる下田メディカルセンターにおいて、医師の確保、機能・設備の充実に努めるとともに、本地区の医療施設と近隣の医療施設との連携を密にし、医療体制の充実を図る。
- 安心して子供を出産できるよう産科の充実を図るとともに、女性に寄り添える婦人科の充実により、市民が安心して生活できる環境を確保するため、地元の産科・婦人科が安定した運営が行われるよう支援体制を充実する。
- ICT技術の利活用により、在宅診療の普及や、医療機関の連携による医療情報の共有・活用など、環境整備を推進する。

イ 新型コロナウイルス感染症対策

- 未曾有の脅威を生み出している新型コロナウイルスに対し、その脅威を排除するため、ワクチン接種や感染症予防対策に努め、最新の研究結果を反映する社会行動とともに、市民が安全に暮らすことができる環境づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設 病院	下田メディカルセンター運営事業	下田市	
	(3)過疎地域 持続的発 展特別事 業	ICT等推進事業 産婦人科医療運営支援等事業 新型コロナウイルス感染症対策事業	下田市・民間 下田市 下田市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育関連施設

本市には、幼稚園、認定こども園（幼稚園部）と、小学校 7 校、中学校 4 校があり、令和 2 年度においては、幼稚園に 63 人、小学校に 791 人、中学校に 425 人が通っているが、園児数、児童生徒数はともに年々減少している。このため、学校・学級の小規模化が進み、適正な学習環境の提供や児童生徒間の多様な交流が困難になることが予測される。

施設面においては、市内の幼稚園、小学校、中学校とも耐震化は行われているが、老朽化が進んでおり、適切な改修・改築等が必要である。

児童、生徒数の減少により、学習環境の維持充実が課題であり、現在は中学校 4 校を 1 校にする統合に向けた準備を進めており、令和 4 年 4 月に新たな学校が開校予定である。さらに幼稚園は平成 26 年度に統合したが、さらなる整理も必要であり、施設の再編を検討する必要がある。各施設とも、今後の児童、生徒数の推移等を勘案しながら、適正な施設の配置計画を策定していく計画となっており、同時に、通学時等における児童生徒の安全確保にも課題が懸念される。

今後とも、学習指導要領の改訂等に対応しつつ、地域全体で子どもたちを育む教育や学習環境の充実等、なお一層の取組が求められる。また中学校や高等学校それぞれが市内に 1 校のみとなるため、小中高の連携を強め、ギャップを少なくすることも課題となる。

大学などの高等教育機関との連携により、下田だけでなく外の人や情報に触れ、より視野の広い人材の育成も課題である。

さらに情報技術の発達、価値の多様化等とともに、ICT 技術を活用した教育とグローバルな視野や見識が求められており、これからの社会を支える児童、生徒に対し、新しい価値や教養、感覚を養うための情報通信技術の活用と国際教育の推進が必要である。

イ 集会施設、体育施設等

集会施設は、公民館（3 施設）、図書館（1 施設）、基幹集落センター（1 施設）が整備されている。いずれの施設も施設や設備の老朽化が進行しており、計画的な維持管理が必要である。このうち、公民館については、統廃合計画が策定されており、計画に沿った施設の廃止を進める必要がある。また、図書館についても、移転を含めた施設の更新が計画されており、早期の整備方針の決定が望まれている。

体育施設は、市民スポーツセンター（体育館）、敷根公園（グラウンド、プール、テニスコート、弓道場）、吉佐美運動公園がある。また、市民のスポーツ機会の増進を目指して、学校施設（グラウンド、体育館）の夜間開放も行っている。各施設とも、本市のスポーツ活動拠点として稼働しているが、今後とも、中学校統廃合に伴い廃止される学校施設の有効活用を図ることも視野に入れ、老朽化対策を行うとともに、地域住民のスポーツの振興や市民、遠

方からのスポーツ合宿での需要などに対応した施設の充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

- 下田に誇りをもち、未来を切り拓く志を持った人を育成するため、地域のなかで学び、地域との交流などを通じて、人材を育成するとともに教育環境の整備に取り組む。
- 幼児教育・学校教育については、本市の特色のある自然環境を活かした体験学習や開国の歴史を礎にした教育などを通じ、心豊かな子どもを育てる教育を推進する。
- 生徒の減少が進み、小規模化が進む中学校は、適切な教育環境を確保するため、統合による中学校の再編整備の推進を図る。
- 出生数の減少による児童の減少が進み、幼稚園、保育所(園)、認定こども園へと再編したが、さらに加速する児童の減少から、園の再編を推進する。
- 老朽化が進む学校施設の整備に当たっては、補助制度等の活用を考慮しながら、大規模改修、改築等の事業を計画的に実施する。また中学校統合により廃校舎となる公共施設の有効活用を図る。
- 児童生徒の通学時等の安全確保のため、関係機関と連携して通学路等への安全対策を推進する。
- 児童生徒の教育については、分け隔てなく健全な教育が受けられるよう適切な支援体制を構築し、支援が必要な児童生徒に対しサポートできるよう推進する。
- 小中高校の連携を強め、進学に伴うギャップをなくし、より下田の風土や特色を広く深く理解する教育環境の構築を推進する。
- 大学等の高等教育機関との連携を強め、市外の人や情報に触れ、より視野の広い人材の育成を推進する。
- 技術革新が進む情報通信技術を活用し、児童、生徒に対し、情報技術と国際的な感覚を学び、先進的でグローバルな教育が可能な環境整備を推進する。

イ 集会施設、体育施設等

- 市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて自由に学び、スポーツを楽しめるよう、生涯学習・スポーツの環境整備を進める。
- 公民館は、地域の生涯学習の拠点であることから、策定済の「公民館統廃合計画」に基づき、公民館の再編を進めるとともに、施設の転用等、存続施設の適正な管理に努める。また生涯学習の拠点等の設置や高齢者等の居場所づくりへの支援を進める。
- 図書館は、現状の施設が耐震性もなく、老朽化も進行していることから、早急に施設の更新計画を検討し、その整備を図る。
- 体育施設は、市民の健康増進とスポーツの振興のために重要な施設であることから、既存施設の計画的な維持管理を進めるほか、学校施設からの転用等の有効活用も踏まえ、スポーツ合宿や大会の誘致に向けた施設の整備を推進する。

- ICT技術を活用し、既存文化芸術作品等が先進映像技術として利用できるような環境整備を進め、関係機関と連携し市民や世界に対し本市の文化芸術の普及に努め、後世に伝えるべく文化のまちの整備に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎	中学校再編整備事業 小中学校施設維持事業 小学校施設改修事業(トイレ、通学路)	下田市 下田市 下田市	
	屋外運動場 屋内運動場 スクールバス	小学校運動場整備事業 小学校屋内運動場改修事業 スクールバス導入事業(購入)	下田市 下田市 下田市	
	(3)集会施 設、体育 施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館	公民館統廃合事業(改修、解体) 公民館施設改修事業 青少年海の家改修事業 市民スポーツセンター整備事業 敷根公園施設長寿命化事業 市民体育館整備事業 図書館改修事業 図書館システム更新事業 図書館施設維持整備事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市	
	(4)過疎地域 持続的発 展特別事 業	小中学校パソコン更新事業 スクールバス運行事業 通学対策事業 小中学校 ICT 活用推進事業 国際交流教育推進事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市・民 間事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(関連部分抜粋)》

< 学校 >

施設の老朽化、児童・生徒数の推移、余裕教室などの状況などを勘案し、統廃合や余裕教室の有効活用など、今後の施設のあり方について検討します。

< その他教育施設 >

市において適正な維持管理を行い、今後は、さらなる効率的な運営を図ります。

< 集会施設 >

「公民館統廃合計画」に基づき、施設の存続、廃止、地元への譲渡などを進めます。

旧耐震基準で建設された施設は、用途廃止し解体します。

< 図書館 >

施設の老朽化の状況、自然災害リスクなどを勘案し、移転などの対応を検討します。

< スポーツ施設 >

利用者の安全に配慮し、劣化度や緊急度に応じて修繕などの優先順位を定め、計画的に施設や設備の整備を進めます。

施設の利用状況などを勘案し、今後の施設のあり方（利用促進、利用者負担など）について検討を行い、運営の効率化を図ります。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

ア コミュニティ及び交流活動施設

本市には、40 区の行政区があり、地域防災や環境美化、地域づくりなどの各種コミュニティ活動を、住民主体のもと、行政との連携を図りながら進めている。しかし、人口の減少や若者の流出、住民意識の多様化や行政区に加入しない住民の増加などにより、地域コミュニティ活動の衰退が懸念されている。反面、地域によっては、コミュニティ低下の危機感から、祭りや伝統イベントの再開、芸術祭など地域文化活動の実施や新たな居場所づくり等の取組が見られている。

今後、地域の活性化や保健、福祉の充実等に対する地域コミュニティの役割が増加していくことが見込まれる中で、行政や関係団体との連携・協力や新たなコミュニティの創出による活動の活性化が求められている。

また多様化・変容するコミュニティ形態や活動場所、方法などにより、既存の活動自体が形骸化・希薄化してきており、より現実的に共有できる活動目的や変化に柔軟に対応する活動内容などの提示により、新たな活動や交流する場の創出が求められる。

さらに市外から流入してきた方々と良好に交流するため、地域の特性を理解する情報発信や仲介機関などの整備も課題である。

(2) その対策

ア コミュニティ及び交流活動施設

- 地域でのコミュニティ活動の活性化を図るため、その拠点となる地区集会所の整備に対する助成を行うとともに、新たなコミュニティ活動の創出により、これまでと異なる活動拠点や多様化する活動を支援し、地域住民が自ら行うコミュニティ環境づくり活動を推進する。
- 地域おこし協力隊や地域、関係機関と連携し地域の活動拠点や活動を支援し、地域再生の拠点を構築する。
- コミュニティ活動が行われる場所も多様化（SNSや情報技術による仮想空間など）するため、より広くコミュニティ活動が可能な媒体等を創出し、広く多くの人目に触れる、多様な人が交流する環境づくりに努める。
- 市外の方に地域の特色を理解してもらうよう、特色ある情報発信を行い、また必要な機関や制度などを創出し、市外の方が地域特性に馴染むような環境整備を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域 持続的 発展特別事 業	地区集会所建設補助事業 地域生活環境整備事業	下田市 下田市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

ア 地域文化振興施設

地域文化の振興の拠点として、下田市民文化会館が運営されている。ここを拠点として、様々な文化振興や生涯学習に関する講演や講座等が実施されるとともに、コンサートや演劇、ミュージカルなどの芸術力の向上に資する事業も実施されている。しかし、平成元年の完成以来 32 年を経過する中で、施設や設備の老朽化が進行しており、安全かつ円滑な貸館の実施のために計画的な機器の更新が求められている。

また、本市は、ペリー来航による幕末開港・開国の歴史を活かした「開国のまちづくり事業」を展開しており、この歴史を伝えるために「道の駅開国下田みなと」内にハーバーミュージアムを開設している。この施設も、開設以来展示内容の更新がされていないことから、来館者のニーズに対応するため、施設のリニューアルを検討する時期になっている。

イ 歴史伝承事業

幕末開港の舞台となった本市では、古くから郷土史研究が盛んであった。研究の水準を高め、市民文化の向上を目的に昭和 53 年より着手した市史編さん事業は、現在までに資料編 6 巻、通史編（別編）1 巻、図説 1 巻、市史年表 1 巻を刊行し、本市の歴史を読み解くうえで基本文献となっている。しかし、資料の収集や調査・執筆に時間を費やしたことから、未だ通史編の刊行計画は途上であり、執筆者の高齢化や資料の散逸なども懸念される中で、編さん体制の強化と計画的な編さん事業の推進が求められている。

また市内には民間事業者や市民等を含め貴重な歴史資料が散逸しており、この資料を後世に継承するため、歴史資料の調査や集約などが課題となっている。

(2) その対策

ア 地域文化振興施設

- 下田市民文化会館については、今後も地域の文化・芸術振興の拠点となるべき施設であることから、安全かつ円滑な貸館を維持するため、リニューアル計画や修繕計画に基づき、計画的な改修・修繕を進める。

道の駅開国下田みなと内のハーバーミュージアムについては、現況の施設や設備、展示内容等について再点検し、歴史・文化を伝える機能を再検討したうえで、新たな観光や交流の拠点としての整備を進める。

- 開国の歴史に彩られた建物や風景、歴史資料等を活用し、歴史文化の香り高いまちを形成するため、必要となる歴史文化施設や資料館等の整備等を推進する。

イ 歴史伝承事業

- 市史編さん事業については、本市の正確な歴史の継承に重要な資料となることから、関係者との連携により、計画されている刊行物の早期完成に努めるものとする。また、発刊された市史は、生涯学習や学校での総合学習等で積極的に活用し、歴史教育の推進を図る。
- 開国の歴史に彩られた建物や風景、歴史資料等を活用し、さらなる調査研究を進め、歴史文化の香り高いまちの整備等を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の 振興等	(1)地域文化 振興施設 等 地 域 文 化 振興施設 その他	市民文化会館整備事業 道の駅開国下田みなと(外ヶ岡交流拠点施設) 整備事業 吉田松陰寓寄処改修事業 歴史資料館整備事業	下田市 下田市 下田市 下田市	
	(2)過疎地域 持続的発 展特別事 業	文化振興用備品整備事業(音響設備等) 下田市史編さん事業 歴史資料等保存継承事業	下田市 下田市 下田市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

《下田市公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(関連部分抜粋)》

<文化施設>

大ホール天井の耐震化、小ホールの一部経年劣化などへの対応など、リニューアル計画や修繕計画に基づき、計画的な改修を実施します。

<博物館等>

「吉田松陰寓寄処」は、県指定史跡であることから文化財保護法に則り、今後も適正に維持管理を実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

ア 再生可能エネルギーの活用検討

世界のエネルギー資源問題が深刻化している中で、脱炭素社会を目指し新たな資源を探求している。

現在の社会をけん引する自動車産業においても、石油資源から再生可能エネルギーの利用へと転換をはじめ、日本においては2035年に石油資源を直接利用した自動車販売は禁止する方針が出され、脱炭素社会へと変わろうとする動きが加速している。

市内では、自然エネルギーの利用として、特に民間や家庭での太陽光発電が普及しはじめている。また民間企業における温泉の余剰となる湯を活用した温泉発電も、その発展可能性を秘めている。

林業の低迷から森林の荒廃や水源涵養機能低下、森林景観の悪化など、有害鳥獣被害も増加している状況であるが、木質バイオマスエネルギーの活用は、林業の再興とともにその利用可能性が期待される。

しかし地形的な問題や環境に配慮した利用を考えると、再生可能エネルギーの活用については足踏み状態となっている。

今後の持続可能な社会環境を整備するうえで、再生可能エネルギーの利活用は重要な課題であり、防災時の孤立の可能性においても、地域内資源の活用を進める必要がある。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの活用検討

- 脱炭素社会に向けた持続可能な自然エネルギーへの転換を見据え、利用可能な再生可能エネルギーの研究やエネルギーの地域内循環（地産地消）の可能性を検討する。
- 地域内でのエネルギー活用により地域の経済活性化を図り、経済の地域内循環構造の可能性を検討する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能 エネルギー 利用施 設	再生可能エネルギー推進事業	下田市・民間	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するに当たっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ワーケーション推進事業 移住促進対策事業 (HP作成、セミナー開催、空き家バンク)	下田市 下田市	
産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	市営分収林整備事業 中山間地域等直接支払事業 美しい里山づくり推進事業 世界一の海づくり推進事業 花のまち下田推進事業 誘客宣伝事業(パンフレット、ちらし、広告宣伝) 観光まちづくり推進事業(地域資源の活用等) 有害鳥獣対策事業 住宅リフォーム助成事業(補助金) 企業誘致・起業支援推進事業 地域内通貨普及促進事業 ドローン活用推進事業 観光コンテンツ開発事業 新規就農者確保対策事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市	
地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	情報端末等環境推進事業	民間事業者	
交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通確保対策事業(自主運行、継続困難) 無人バス等自動運転交通手段推進事業	下田市 民間事業者	
生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	公共下水道事業計画策定事業 公共下水道ストックマネジメント計画策定事業 下水道総合地震対策計画策定事業 ごみ収集事業(可燃ごみ、分別収集) 合併処理浄化槽設置整備事業(補助金) TOUKAI—0総合支援事業(補助金) 地域総合防災事業(災害用備蓄品購入) 自主防災組織活性化事業 市営住宅解体事業 第1次救急委託事業 第2次救急医療施設運営事業(補助) 消防組合施設整備事業(補助) 水道水源保護地域等里山生活応援事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 組合 下田市	
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	地域福祉計画策定事業 高齢者在宅福祉事業(緊急通報、給食配食) 障害者地域生活支援事業(自立生活支援) 子育て支援事業(在宅支援サービス) 保育サービス拡充事業(乳幼児保育、支援員等) 通園バス運行事業(認定こども園) 不妊治療費助成事業 健康増進事業(がん検診)	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市	

		こども医療費助成事業 母子保健等医療費助成事業 精神障害者医療費助成事業 重度障害者医療費助成事業 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 配食サービス事業 養護老人ホーム施設建設・改修事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 下田市 社会福祉法人	
医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業	産科医療運営支援等事業 新型コロナウイルス感染症対策事業	下田市 下田市	
教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	小中学校パソコン更新事業 スクールバス運行事業 通学対策事業 小中学校 ICT 活用推進事業 国際交流教育推進事業	下田市 下田市 下田市 下田市 下田市・ 民間事業者	
集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	地区集会所建設補助事業 地域生活環境整備事業	下田市 下田市	
地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	文化振興用備品整備事業(音響設備) 下田市史編さん事業 歴史資料等保存継承事業	下田市 下田市 下田市	